



# 熊本県公報

第 1 2 2 2 1 号

平成 25 年 6 月 11 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○ 予算の専決処分	( 財政課 ) 1
○ 保安林の指定に関する予定	( 森林保全課 ) 2
<b>公 告</b>	
○ 道路の位置の指定	( 建築課 ) 2
○ 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	( 商工振興金融課 ) 2
○ 特定調達契約に係る相手方等の決定	( 情報企画課 ) 3
○ 土地改良区の定款変更認可	( 農村計画課 ) 3
○ 土地改良区の定款変更認可	(       "      ) 4
○ 土地改良区の定款変更認可	(       "      ) 4
○ 都市計画法による開発行為工事完了公告	( 建築課 ) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○ 犯罪被害者等早期援助団体の代表者の区名の変更	( 警察本部広報県民課 ) 4
○ 平成 25 年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に関する競争入札に参加する者に関する資格等	( 高校教育課 ) 4
○ 平成 25 年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入	(       "      ) 5
<b>正 誤</b>	
○ 平成 25 年 3 月 29 日熊本県訓令第 27 号 (熊本県広域本部処務規程) 中	( 人事課 ) 8

## 告 示

### 熊本県告示第 603 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により平成 25 年 5 月 31 日付けで専決した平成 25 年度熊本県一般会計補正予算 (第 1 号) の要領は、次のとおりである。

平成 25 年 6 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 専第 9 号

平成 25 年度熊本県一般会計補正予算 (第 1 号)

平成 25 年度熊本県の一般会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成 25 年 5 月 31 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 債務負担行為補正

追 加			
事	項	期 間	限 度 額
漁業取締船「ありあけ」代船建造事業		平成26年度	千円 722,000

熊 本 県 告 示 第 6 0 4 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。  
平成 25 年 6 月 11 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字上窪 1951 番 22、1951 番 23、1991 番、1992 番、1951 番 18・1951 番 20（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）  
字上窪 1951 番 18、1951 番 20、1951 番 22・1951 番 23（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊 本 県 公 告 第 3 3 5 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成 25 年 6 月 11 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 天草市港町 16 番 13 号
- 2 築造者の氏名 三和コンクリート工業株式会社
- 3 道路の位置 宇城市松橋町西下郷字野中 1167 番 4、同 1168 番 5、同 1168 番 6、同 1196 番 4、同 1198 番 4 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.01メートルから 6.05メートルまで
- 5 道路の延長 100.52メートル
- 6 指定年月日 平成 25 年 5 月 29 日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第 6 号

熊 本 県 公 告 第 3 3 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成 25 年 6 月 11 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ大矢野店  
上天草市大矢野町上字汐留 1272 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年11月1日(希望予定日)
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,525平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物東側 66台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物東側 10台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 65.10平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物西側 30.24立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地北側及び東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後3時まで
- 7 届出年月日  
平成25年5月28日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課  
平成25年6月11日から平成25年10月11日まで

### 熊本県公告第337号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定により、次のとおり落札者等を公告する。

平成25年6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量  
電算処理業務委託 34業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年3月25日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社熊本計算センター  
熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 契約金額  
69,174,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,294,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第2号による。

### 熊本県公告第338号

宇土市に事務所を置く網津土地改良区理事長野村義光から平成25年4月18日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年6月3日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成25年6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第339号**

宇城市に事務所を置く三角町土地改良区理事長天川幸彦から平成25年5月9日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年6月3日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成25年6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第340号**

天草市に事務所を置く本渡土地改良区理事長塩田實治から平成25年5月15日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年6月3日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成25年6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第341号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字北畠2011番2  
319.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼3番地リッツ菊陽505号  
高木 功一

**掲載依頼**

**熊本県公安委員会告示第12号**

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により代表者の氏名の変更届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。  
平成25年6月11日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

法 人 の 名 称	変更に係る事項	変更前の内容	変更後の内容	変 更 年 月 日
公益社団法人くまもと被害者支援センター	代表者の氏名	本田 一	森山 義文	平成25年5月30日

**熊本県教育委員会告示第7号**

地方公共団体の物品等又は特手役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成25年6月11日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項  
平成25年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理課管理班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成25年7月5日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分  
から午後5時までは、ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付  
けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月3  
1日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査  
申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）ま  
でに行う。

熊本県教育委員会公告第18号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定  
める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成25年6月11日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
平成25年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機  
器の借入
- (2) 借入物品及び数量  
ア 教育用コンピュータ 539セット  
イ サーバ 13セット  
ウ その他周辺機器及びソフトウェア
- (3) 借入物品の規格、品質等  
要求仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成25年9月1日から平成31年8月31日まで
- (5) 納入期限  
平成25年8月27日（火）
- (6) 納入場所  
要求仕様書による。
- (7) 入札金額  
入札金額は賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、72月賃借  
料率で計算すること。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額  
の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき  
は、その端数及び金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者  
は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、  
見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格は設けない。
- (9) 入札方式  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札  
による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公  
告後、次のアからウまでのいずれか該当し、かつ5（2）アの電子入札システムに  
よる入札期間内に県に熊本県電子入札システム（紙入札移行承認願を提出し、県の承認  
を受けられたもの）に限り、紙入札により入札することができない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉  
塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心  
得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委  
託契約等）運用基準の規定を準用する。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平  
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格  
者として営業種目「リース・レンタル（取扱業種OA機器類）」に登録された者であ  
ること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け

- 付ける。
- ア 競争入札参加資格審査申請受付期間  
公告の日から平成25年7月5日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 確認資料（以下「申請書等」という。）

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期限内（必着）に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間  
公告の日から平成25年7月12日（金）午後5時15分まで

- (4) 提出先  
4(1)に同じ。

- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 契約担当部局、入札説明会等

- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係  
（熊本県庁行政棟新館6階）  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2719 FAX番号 096-384-1563

- (2) 入札説明会  
ア 日時 平成25年6月24日（月）午後2時00分から  
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁社会教育課横共用会議室（熊本県庁行政棟新館7階）

5 入札手続等

- (1) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び4(1)に掲げる契約担当部局において公告の日から平成25年7月12日（金）午後5時まで行う。

- (2) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年7月22日（月）午後5時15分までに電子入札システムにより入札すること。

- イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成25年7月23日（火）午前10時00分  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）  
(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 25 年 7 月 22 日（月）（必着）までに 4（1）に掲げる契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「借入物品名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時  
開札は電子入札システムにおいて（2）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに（2）イ（イ）の場所で改札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は 2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時がなかったものは、再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金  
免除する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（72 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること

（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係

電話番号 096-333-2719 FAX 番号 096-384-1563

- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581 FAX番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032 FAX番号 096-370-5455  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日  
に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日  
及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity  
A set of personal computers for education  
539 personal computers  
13 servers  
peripheral equipments and softwares
- (2) Deadline to supply commodity  
August 27th 2013
- (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal  
July 23th 2013 10:00 am  
Senior High School Education Division,  
6th floor, New building Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail  
July 22th 2013
- (6) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract  
Senior High School Education Division  
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Chuo Ward, Kumamoto City,  
Kumamoto Prefecture, 862-8609 Japan  
Phone: 096-333-2719 Fax: 096-384-1563

正 誤

平成25年3月29日熊本県訓令第27号（熊本県広域本部処務規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
18	45	1億円	2億円
20	15	(3) 第44条第1号から第9号まで、第11号から第19号まで、第22号及び第36号から第44号までに掲げる事項 (4) 設計高2億円未満の工事の施行を決定すること（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。） (5) 設計高1億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること（本庁の部長があらかじめ指定した	(3) 第44条第1号から第9号まで、第11号から第19号まで、第22号から第30号まで及び第32号から第44号までに掲げる事項



		<p>ものを除く。 ) 。</p> <p>(6) 設計高 2 億円未満の工事の予定価格の決定に関する事。</p> <p>(7) 設計高 2 億円未満の工事で設計変更額が 5, 0 0 0 万円未満の設計変更の決定に関する事 (設計変更により工事金額が 2 億円以上となるものを除く。 ) 。</p> <p>(8) 3, 0 0 0 万円未満の支出負担行為 (測量、調査、試験、設計等の委託 (本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。 ) に係るものに限る。 ) をすること。</p> <p>(9) 1, 0 0 0 万円未満の支出負担行為 (工事材料の購入に係るものに限る。 ) をすること。</p> <p>(10) 2 億円未満の支出負担行為 (工事の請負に係るものに限る。 ) をすること。</p> <p>(11) 前号に定めるもののほか、設計変更により 2 億円以上となる支出負担行為 (工事の請負に係るものに限る。 ) をすること。</p> <p>(12) 4 0 0 万円未満の支出負担行為 (リースに係るものに限る。 ) をすること。</p> <p>(13) 1, 0 0 0 万円未満の支出負担行為 (第 8 号に定める委託以外の委託に係るものに限る。 ) をすること。</p> <p>(14) 2 0 0 万円未満の支出負担行為 (物品の購入及び修繕に係るものに限る。 ) をすること。</p> <p>(15) 1 0 0 万円未満の支出負担行為 (第 8 号から前号までに定めるものを除く。 ) をすること。</p>	
2 0	1 7	(16)	(4)
2 0	1 9	(17)	(5)
2 0	2 1	(18)	(6)
2 0	4 1	(19)	(7)
2 0	4 4	(20)	(8)
2 0	4 5	(21)	(9)
2 0	5 4	(22)	(10)

2 0	5 5	(23)	(11)
2 0	5 7	(24)	(12)
2 0	5 9	(25)	(13)
2 0	6 1	(26)	(14)
2 1	4 3	(1) 第8条第1号から第6号までに掲げる事項 (2) 第22条第1項第10号から第13号までに掲げる事項	(1) 第8条第1号から第6号までに掲げる事項
2 1	4 4	(3)	(2)
2 1	4 6	(4)	(3)
2 1	5 4	(5)	(4)
2 1	5 9	(6)	(5)
2 1	6 0	(7)	(6)
2 1	6 3	(8)	(7)
2 1	6 4	(9)	(8)
2 1	6 6	(10)	(9)
2 2	1	認められる	認められない
2 2	2	(11)	(10)
2 2	4	(12)	(11)
2 2	7	(13)	(12)
2 2	8	(14)	(13)
2 2	1 0	(15)	(14)
2 2	1 5	(16)	(15)
2 2	2 2	(1) 第10条第1項第1号、第2号、第6号から第10号まで、第12号から第20号まで及び第25号から第33号までに掲げる事項 (2) 第24条第1項第10号から第12号までに掲げる事項	(1) 第10条第1項第1号、第2号、第6号から第10号まで、第12号から第20号まで及び第25号から第33号までに掲げる事項
2 2	2 4	(3)	(2)
2 2	2 6	(4)	(3)
2 2	2 7	(5)	(4)
2 2	2 8	(6)	(5)
2 2	2 9	(7)	(6)
2 2	3 1	(8)	(7)
2 2	3 6	(3) 県北広域本部の職員の熊本県職員服務規程の規定による服務に関すること。 (4) 設計高5,000万円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること(本庁の部長又は本部長があらかじめ指定したものを除く。)	(3) 県北広域本部の職員の熊本県職員服務規程の規定による服務に関すること。
2 7	4 6	1 5	1 0
3 2	2 2	2 4	2 9

9 7	4 4	農 林 水 産 部	農 林 部
-----	-----	-----------	-------